

令和3年4月1日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

事業再構築補助金 (100万～6000万円) 令和3年4月15日申請開始

新型コロナウイルス感染症によって変化した社会経済に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援するための補助金制度をご紹介します。

【事業再構築補助金の要件】

次の全てを満たす事が要件となっています。

1. 売上が10%以上減少していること

申請前の直近6か月のうち、任意の3ヶ月間の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して **10%以上減少**している事

2. 事業の再構築に取り組むこと

事業再構築指針に沿った、**①新分野展開、②事業転換、③業種転換、④業態転換、⑤事業再編**により事業の再構築に取り組む事

3. 認定経営革新支援機関と事業計画を策定する

認定経営革新等支援機関と共に、一定値の達成を見込む事業計画を策定する事

【補助金の額・補助率】**1. 中小企業 (中小企業基本法に定める中小企業者)**

①通常枠 **補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3**

②卒業枠 **補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3**

※卒業枠：400社限定で事業計画期間内に中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠

2. 中堅企業 (中小企業以外で資本金10億円未満の会社)

通常枠 **補助額 100万円～8,000万円 補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)**

グローバルV字回復枠 **補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2**

※グローバルV字回復枠：100社限定で売上等の要件を満たす事業者向けの特別枠あり

※緊急事態宣言特別枠：令和3年1～3月の何れかの月の売上高が前年・前々年同月比で **30%以上減少**している場合に補助率が3/4に引き上げる制度あり

【補助対象となる経費】

1. 主要経費 建物費、建物撤去費、設備費、システム購入費、リース費等

2. 関連経費 外注費、研修費、技術導入費、広告宣伝費・販売促進費等

従業員の人件費や旅費は補助対象外です

※補助事業の着手は (購入契約の締結等) は、原則として交付決定後からですのでご注意ください。

詳しくは経済産業省HPをご参照下さい。 <https://jigyousaikouchiku.jp/>